

附前々竹木伐採り候跡にて、苗木等植立ざる所々有之由相聞え候、是又古來よりの定法に違ひたる事に候間、公儀の山林はいふに及ばず、百姓所持之山林ニ候とも、其時節を違へず

苗木等植付候様にすべき事○中略

右條々、去年中被仰出候諸國御料巡見之面々、見及び聞及び候所に就て、急度御穿鑿を遂らるべき事共に候得ども、當御所始の時にも候故、別儀を以、先其事に及ばれず候、自今以後、御國目付巡見の御役人等、度々に可被差遣御事に候間、若其時に至ても、只今迄之様子相改らざる所有之におゐてハ、重犯の罪科のがるべからず候、御料所諸百姓急度此旨を相心得候て、相愼み守るべき事に候、然る上は其村之名主庄屋等之事ハいふに及ばず、たとひ御代官所手代役人等之事に候とも、公儀御制條ニ違犯之輩有之ニおゐてハ、其事の子細ありのまゝ、に御代官に訴申すべし、御代官中宜敷裁許之上、訴出候者のために、其怨を返し候輩無之様、其沙汰可有之候、若又訴申出べき事有之をも隠し置て、御仕置之事、末々之所に至りてハ、行届かず、百姓どもの難儀も、不相止候儀ニ仕なし候事、於有之ハ、年月を經候後に相顯れ候といふ共、隠し置候輩も、是又違犯之罪科に同じかるべき也。

巳四月

諸國御料所諸百姓

〔徳川禁令考四十三〕五人組帳前書之事

差上申一札之事○中略

一 自分之居山林、又は四壁之内にても、大木我儘に伐取申間敷候、自然伐取候ハ、不叶儀有之候

ハ、其品申上、御差圖を請、伐可申候、勿論小木ニ而も猥に荒申間敷候事○下略

〔徳川禁令考四十四〕享保七寅年十一月

百姓新規家作并新規商賣停止其外之儀御書付